

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とさせていただきます)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所の廃止(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示の失効(商工指導課)

土地改良区の清算人の就任(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

基本測量の終了(管理課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 正 誤 平成元年二月鳥取県告示第二百二十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北尾医院	米子市福市二一七〇一五	昭和六十四年一月七日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	〃

森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	〃
有限会社こやま 薬局西支店	鳥取市湖山町四二三七―四	平成元年一月十八日
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一〇―二	〃
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五―四八	平成元年二月一日

鳥取県告示第二百六十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	昭和六十三年十二月三十一日
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	昭和六十三年四月二十日
綾産婦人科医院	鳥取市弥生町一三一	昭和六十三年十二月三十一日

鳥取県告示第二百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平田歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	平成元年二月二十七日
平井薬局	鳥取市元大工町四七―四	平成元年二月十五日
川元歯科医院	西伯郡淀江町大字佐陀字東川 尻八三四―五	平成元年二月十七日

鳥取県告示第二百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中島 浩子	鳥医第三、八六六号	平成元年一月二十日

鳥取県告示第二百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人社団加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	平成元年一月一日
宮崎内科医院	鳥取市吉成二一四一三三	平成元年一月七日

鳥取県告示第二百六十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
北尾医院	米子市福市一七〇一五	平成元年二月十六日

鳥取県告示第二百七十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団本 家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二一〇 〇一	昭和六十四年一月一日
谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山九六一	平成元年一月十九日
宮崎内科医院	鳥取市吉成二一四一三三	平成元年二月七日
前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	平成元年一月二十七日

鳥取県告示第二百七十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜二一〇 〇一	平成元年一月二十二日

鳥取県告示第二百七十二号

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の告示は、その効力を失ったので、同条第五項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社鳥取ストア	鳥取ストア	鳥取市天神町二
若桜街道商店街振興組合	若桜街道商店街振興組合川端ビル	鳥取市川端一丁目二一八

鳥取県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり殿河内土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

野 間 喜 輔	西伯郡中山町殿河内四二七
高 塚 典 正	四六九
野 口 清 橋	四七三
野 口 嘉 矩	四二九
野 口 千 代 子	四八〇

平成元年一月二十六日付鳥取県達第十八号による解散命令により理事が
就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）西田通寺地区農業用排水）を平成元年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項

の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中村地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業地域 八頭郡郡家町
- 三 終了年月日 昭和六十三年十一月七日

鳥取県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成元年三月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
三代寺宮下線	変更前	岩美郡国府町大字中郷字四反 長五六三地先から同町大字町 屋字下土居二八一地先まで	六・四 一七・〇	五一五・〇
	変更後	岩美郡国府町大字中郷字四反 長五六三地先から同町大字町 屋字下土居二八一地先まで	六・四 七・九	三一六・〇
		岩美郡国府町大字中郷字四反 長五六三地先から同町大字町 屋字下土居二八一地先まで	九・〇 三八・七	四七三・〇

鳥取県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年三月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三代寺宮下線	岩美郡国府町大字中郷字四反長五六三 地先から同町大字町屋字下土居二 八一地先まで	平成元年三月三日

鳥取県告示第二百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年一月二十七日 鳥取県指令受都計三一二第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字神明

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一四四〇

砂沢善三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大河原行省後援会	大坪 久利	大河原貞一	八頭郡智頭町大字市瀬一五四〇	昭和六十三年十二月十五日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年三月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市福生支部	主たる事務所所在地	米子市上福原一八二九一四	米子市皆生二〇五四	昭和六十三年十二月十二日	政党の支部
自由民主党淀江町支部	主たる事務所所在地	西伯郡淀江町大字中西尾二四五	西伯郡淀江町大字淀江六〇一	"	"
"	代表者の氏名	中田 耕	伊坂 博	"	"
"	代表者の氏名	渡辺 照夫	須山 修次	"	"
"	代表者の氏名	森田 昭吾	内藤 喬夫	"	"
自由民主党鳥取県自動車整備支部	"	中村 徹也	花原 栄	昭和六十三年十二月十二日	"
中国電力労働組合政治連盟鳥取県本部	"	西谷 正敏	山本 和夫	昭和六十三年十二月十五日	その他政治団体
鳥取県自動車整備政治連盟	"	中村 徹也	花原 栄	昭和六十三年十二月二十日	"
田村繁夫後援会	代表者の氏名	田村 祐吉	多羅尾順蔵	昭和六十三年十二月二十五日	"

正 誤

平成元年二月鳥取県告示第二百二十二号（字の区域の変更について）中の次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 十二
段 上

誤
吉谷字黒添下のうち三七四の一部、三七五の一部、三七八の一部、
三七九の一部、三八〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の
区域

正
吉谷字黒添下のうち三七四の一部、三七五の一部、三七八の一部、
三七九の一部、三八〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】